

住民税非課税世帯などへの価格高騰緊急支援

電力やガス、食料品等の価格高騰により、家計への影響が特に大きい住民税非課税などの低所得世帯に対して、1世帯当たり5万円(1回限り)を支給します。申請期限は、令和5年1月31日(火)(必着)です。早め手続きをしてください。

詳しくは、**☎地域包括ケア課(☎28412)**へ。

住民税均等割 非課税世帯への支給

支給対象 令和4年9月30日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である(生活保護世帯も含む)世帯

※世帯の全員が「住民税が課税されている他の親族など」の扶養を受けている場合は対象外

申請方法 11月中旬に住民登録の住所地に「確認書」を送付します。必要事項を記入し、返信封筒で郵送してください

※支給対象に該当する世帯でも、次の①②③の世帯は確認書の送付対象外となり、給付金を受け取るために申告や申請が必要となります
①令和4年度の住民税申告(令和3年分の収入の申告)

や、季節性のある事業による収入減少などは「予期せぬ理由」に含まれません。申請方法 必要書類を持参して地域包括ケア課で申請してください

必要書類

- ①月額収入を確認できる書類または令和4年中の収入見込額を確認できる書類の写し(世帯全員分)
- ②受取口座を確認できる書類の写し(受け取りは原則世帯主)
- ③申請者の本人確認書類の写し

※その他に添付書類が必要になる場合があります

共通事項

▽配偶者などからの暴力により避難している人は、避難先の市区町村から給付を受けられる場合があります。▽制度の詳細は、市ホームページを確認してください
■住民税均等割非課税世帯への支給ホームページID(10026)
■家計急変世帯への支給ホームページID(9196)

物価高騰の影響を受ける事業者などの経営継続を支援

長引く原油価格・物価高騰により経営に支障が生じている市内の農林業者および中小企業者など(医療・介護・福祉・保育施設は除く)に対し、経営継続のための支援金を交付します。

詳しくは、**☎商工振興課(☎25096)**または**☎農政課(☎25096)**へ。

支給対象 次のいずれかの要件を満たす事業者
▽中小企業者(法人・個人) 市内に本店・本社または主たる事業所があること

▽農林業者など(農業者は農産物販売金額が年間50万円以上、林業者は林業作業の受託金収入がある法人・団体・個人) 法人・団体は市内に本店または主たる事業所があること、個人は市内に住所を有すること
支給要件 令和4年4～10月の任意の連続する2カ月間の売上高に対する燃料・光熱水・原材料費等(原油価格・物価高騰の影響を受けた費用)の割合が、令和元～3年のいずれかの年の同月比で10%以上増えていることなど

支給金額 ▽法人など 10万円 ▽個人 5万円
申請方法 所定の交付申請書、請求書に添付書類を添えて、持参または郵送(〒377-8501・石原80)で、中小企業者は商工振興課、農林業者は農政課へ
※添付書類は、市ホームページで確認してください
市ホームページはこちら
申請期間 12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

災害時に活用するヘルプバンドナを配布します

災害時ヘルプバンドナは、災害時に身に着けることで、外見からは支援が必要であることが分かりにくい人や意思表示が難しい人でも、避難所などで支援や配慮が必要であることを伝えやすくするものです。

対象 身体障害者手帳(2級以上)所有者、療育手帳(中度以上)所有者、精神障害者保健福祉手帳(2級以上)所有者、特定医療費(指定難病)受給者証所有者、妊婦(母子手帳所有者)
配布方法 希望者に地域包括ケア課で配布します。配布の際は、障害者手帳などを持参してください
配布開始日 11月15日(火)



詳しくは、**☎地域包括ケア課(☎23359)**へ。

市オリジナル婚姻届・出生届の無償提供者を募集

市が作成する婚姻届・出生届の無償提供者を募集します。無償提供していただく各届書記入例には、提供者の広告や提供者が募集した広告主の広告を掲載することができません。

応募資格 市ホームページID(10042)で確認してください
応募方法 申込書に必要書類を添えて、郵送または直接市民課に提出
※申込書および募集要項は、市民課または市ホームページにあります
募集期限 12月14日(水)
詳しくは、**☎市民課(☎2459)**へ。

無償提供していただくもの 婚姻届(600枚)、出生届(500枚)、各届書記入例届書の使用期間 令和5年7月1日(土)から1年間を予定

無償提供していただくもの 婚姻届(600枚)、出生届(500枚)、各届書記入例届書の使用期間 令和5年7月1日(土)から1年間を予定

空き家対策セミナー さまざまな「片付け」を考えよう

人生を快適に過ごすために、さまざまな片付けについて考えるセミナーを開催します。

自宅の整え方について ▽家とお金の片付け講座(行政書士・広兼喜久恵さん) 実家を空き家にしたために必要な手続きやその費用などについて
定員 35人(先着順)
参加料 無料
申込期間 11月22日(火)～12月14日(水)
申込み・問合せ先 電話で**☎**政策創造課(☎2401)へ

開催日時 12月17日(土)午後2時～4時30分
開催場所 市民会館
内容(講師) ▽空き家にならない!片付け講座(実家片付けのイロハ主宰・おのあけみさん) 住み慣れた自宅で暮らすための物の手放し方、

第2次渋川市総合計画 後期基本計画案への意見を募集

まちづくりに関する具体的な取り組みを定める「第2次渋川市総合計画後期基本計画」の策定に当たり、計画案に対する市民の皆さんの意見を公募します。

式(閲覧場所および市ホームページ)に意見と必要事項を明記して、郵送(〒377-8501・石原80)、ファクス(☎6541)、Eメール(hp.seisaku@city.shibukawagunma.jp)または持参で政策創造課へ
結果の公表 提出された意見に対する市の考え方を市ホームページなどに掲載します(意見以外の情報は公表しません)
詳しくは、**☎政策創造課(☎1880)**へ。

計画案の閲覧・意見募集期間 11月21日(月)～12月20日(火)
受付時間 開庁日の午前8時30分～午後5時15分
閲覧場所 政策創造課、本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、各行政センターおよび市ホームページ
意見の提出方法 所定の様

スマートフォンを使ったゲーム体験教室を開催します

ゲームを行う方法や注意点などの説明後に、市が貸し出すスマートフォンで、脳トレや将棋などのゲームをしたことがない人でも楽しめるアプリを体験します。

定員 15人(先着順)
申込方法 電話で氏名、住所、電話番号をデジタル行政推進課へ(1度に2人まで申込みできます)
申込期間 11月24日(木)～12月8日(木)
詳しくは、**☎デジタル行政推進課(☎8414)**へ。

成人式を「渋川市はたちを祝う会」に改称して開催

民法の一部改正に伴い成年年齢が18歳に引き下げられましたが、本市の成人祝賀式典は、引き続き20歳を対象に「渋川市はたちを祝う会」に改称して開催します。

令和5年の式典テーマは「20祭(にじゅっさい)〜花火のよきに咲き誇れ〜」であり、午前と午後の2部制で実施します。詳しくは、**生涯学習課(☎25500)**へ。



はたちを祝う会運営委員会の埴田さん(右)と池田さん(左)

とき 令和5年1月8日(日)
▽午前の部 午前10時30分～11時(午前10時受付開始)
▽午後の部 午後1時30分～2時(午後1時受付開始)
ところ 市民会館

対象中学校区 ▽午前の部
Ⅱ 渋川中、渋川北中、子持中
▽午後の部 Ⅱ 金島中、古巻中、伊香保中、赤城南中、赤城北中、北橋中
対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人
※市外へ転出している本市出身者も参加できます。家族や知り合いで該当者がいる場合は、生涯学習課へ連絡してください

その他 ▽当日は案内状を持参してください(案内状が12月9日(金)までに届かない人は、生涯学習課へ連絡してください) ▽新型コロナウイルス感染拡大防止のため

運営委員が本番に向けて準備を進めています

はたちを祝う会は、学校推薦などにより選ばれた19人の運営委員が企画・運営しています。式典テーマなどの選定、当日の司会進行などの準備を進めています。

運営委員会からのメッセージ

委員長 埴田翔平さん

私たちが20歳を迎えることができるまで、支えてくださった多くの方々に感謝し、これからの未来を担っていく者としての自覚を持つ場として、はたちを祝う会は大事な行事だと思えます。コロナ禍で大人数や時間をかけての開式などが

できませんが、素晴らしい「はたちを祝う会」になるように私たち運営委員会は日々協議を重ねております。はたちを祝う会という一生に一度の大事な行事が素晴らしいものとなりませう皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

副委員長 池田遥希さん
今年度もコロナウイルスが続く、制限が多い中ではありますが、運営委員会一同協力し、思い出に残るはたちを祝う会になるよう努力していきます。また、これまで関わってきた全ての人たちに深く感謝し、これからは成人としての自覚を持ち、地域社会に貢献できるように日々努力していきます。はたちを祝う会を開催するにあたり皆様のご理解とご協力をお願いします。

12月1日(木)～10日(土)は 令和4年冬の県民交通安全運動

「大丈夫!」 自己の過信が事故招く

〈年間スローガン〉
「大丈夫!」 自己の過信が事故招く
〈サブスローガン〉
反射材 誰もができる事故防止



■反射材・ライトが有効です
歩行者や自転車利用者が、薄暮や夜間に交通事故に遭わないようにするためには、反射材やライトなどを活用することが効果的です。
反射材やライトを活用すると、自動車のライトからの光を反射したり、自ら発光することで、自動車の運転者へ早めに自分の存在を知らせることができます。
夜間に外出するときは、運転者から見えやすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、自転車、靴、衣服、カバン、つえ等に反射材などを付けたりするようにならしましょう。

〈運動重点① 子どもと高齢者の交通事故防止〉

運転者は、子どもや高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断など危険な行動をとる人がいることに注意し、子どもや高齢者の安全を守る運転をする。

〈運動重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進〉

運転手は、日没時間が早まっていることから、早めにライトを点灯して、慎重な運転を心がける。

〈運動重点③ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶〉

飲酒運転などの危険性や違法性を認識し、「飲酒運転などを絶対にしない」という強い意志を持つ。
酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関などの利用を徹底する。
詳しくは、**本市民協働推進課(☎2463)**へ。